

新武蔵野クリーンセンター(仮称)整備運営事業 意見・質問に対する回答(第3回)

番号	資料名	頁数	行数	項目	意見・質問	回答	変更等	別紙
1	要求水準書	69	2	運営事業者の財務	補修費は補修が実施されるまで運営事業者に留保されるとありますが、補修に使用する部品や機器を補修する前に購入し、市が検収された場合は、費用を支出してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、物品にて確保できるものについて、市が確認を行った上で、事業者にて購入することは差支えございません。		
2	資料-1 要求水準書 別添-17 既存煙突図面及び構造調査結果	-	-	煙突図	既存煙突内筒の内面に施工されている断熱キャストに、アスベストは含まれているのでしょうか。	煙突内筒はケーシング、断熱キャスト(t=30mm)、耐酸キャスト(t=60mm)で構成されています。耐酸キャスト及び断熱キャスト共に詳細が確認できないため、アスベストが含有しているものとして、事業者にて費用負担も含め、適正に処理するものとします。		
3	意見・質問に対する回答(第2回)	1 4	No.5 No.71	事業期間	意見・質疑に対する回答(第2回)のNo.5に「マイルストーンとして(2)、(5)、(7)、(8)、(10)、(11)を遵守すれば、その中での期間設定は事業者の提案と考えてよろしいでしょうか。ご理解のとおりです。」とありますが、No.71に「仮設建物解体、外構残工事は平成31年6月末以降の実施によることを原則とします。」とありますが、平成31年6月末までに全ての施設整備を完了させるためには、新管理棟の竣工・引き渡しを1.5~2カ月程度は前倒しにする必要があります。その対応策として、 【(8)新管理棟等の着工時期】については、既存工場棟/冷却塔の解体状況によっては早めることが可能と思われます。その場合は、事業者の提案として着工時期をいくらか早めた提案は可能と考えてよろしいでしょうか。また、そうすることで平成31年6月末の最終引き渡し時期を遵守あるいは幾分か早める提案は可能と考えてよろしいでしょうか。 是非に関わらず、既存工場棟/冷却塔の解体手順について、事業者側の要望を提案することは可能と考えてよろしいでしょうか。	新管理棟の引き渡し時期については、早めても構いませんが、早めた期間分の新管理棟に係る運営業務委託費用については事業者負担とします。ただし、既存クリーンセンターの解体の開始時期については、新工場棟の引渡し検査を行った上で、本格稼働が確認できた時点となります。 また、既存クリーンセンター等の解体に係る要望については提案しても構いません。		
4	意見・質問に対する回答(第2回)	-	No.8,3 7	雨水流出抑制施設	市管理用地内の外構工事は貴市にて実施されることですが、雨水流出抑制施設は、市管理用地も含め事業者管理用地内に設けるものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
5	意見・質問に対する回答(第2回)	-	No.24	市職員数	・貴市ご回答について、常駐される貴市職員の数7名との理解(12名、25名というのはあくまでスペースを検討するための参考人数であり、一時的に執務することはあっても常駐人数ではない)でよろしいでしょうか。 ・上記理解が異なり、貴市職員が37名常駐される場合、水道費等が大きくなりますので、新管理棟側と新工場棟側で水道費等を個別管理し、新管理棟側水道費等は貴市負担として頂けますようお願いいたします。 ・さらに上記理解が異なり、事業者負担となる場合には、正確な貴市職員数と年度毎の年間勤務日数をご提示願います。	本年10月に市の組織改革により環境部が発足し、特にクリーンセンターとごみ総合対策課との連携を強化して、ごみ行政に総合的に取り組む体制を整えることとなりました。新管理棟1階にはクリーンセンター職員12名程度(本年10月に付加された粗大ごみ収集受付職員を含む)が、2階にはごみ総合対策課職員25名程度が継続的に執務する想定です。 よって以下のとおり回答します。 ・新工場棟には7名が必要に応じて出入りし、当該7名を含む37名が新管理棟に常駐することになります。 ・新管理棟の維持管理を含めて事業者にて管理することになるため、水道費についても事業者負担とします。 ・職員数は37名、年間の勤務日数は300日程度とお考えください。		
6	意見・質問に対する回答(第2回)	-	No.28	生活環境影響調査書	貴市ご回答180 と異なり、12/4縦覧開始の生活環境影響調査書では、排ガス温度が190 となっています。排ガス温度の上昇は発電量減や薬剤・飛灰量大幅増の要因となり、ライフサイクルコストを悪化させると共に地球環境保護の観点からも望ましくないと考えます。 貴市ご回答180 を正し、変更して頂けないでしょうか。	排ガス温度は190 とします。ただし、想定している高質ごみの場合の排出温度とします。		
7	意見・質問に対する回答(第2回)	-	No.28	生活環境影響調査書	貴市ご回答180 と異なり、12/4縦覧開始の生活環境影響調査書では、排ガス温度が190 となっています。排ガス温度の上昇は発電量減や薬剤・飛灰量大幅増の要因となり、ライフサイクルコストを悪化させると共に地球環境保護の観点からも望ましくないと考えます。 排ガス温度が下がっても排ガス量が下がれば環境負荷は低減されますので、生活環境影響調査書記載の排ガス温度190 は高質ごみ時に該当するものとし、基準ごみ等カロリーが下がった際には排ガス温度を180 とし、よろしいでしょうか。 その際、排ガス温度を180 とした場合の許容排ガス量が必要になります。環境負荷を低減できる排ガス量の条件(180 時 Nm ³ /h以下)のご提示をお願いします。	生活環境影響調査書では、高質ごみで評価を行っているため、190 としますが、基準ごみにおける排ガス温度は180 とし、構いません。ただし、180 とし、生活環境影響調査書で設定している排ガス量を超えないことを前提とします。		
8	意見・質問に対する回答(第2回)	-	No.49, 163	防火水槽	既存防火水槽(容量40m ³)を撤去後、代替の仮設防火水槽は不要なことですが、新管理棟供用開始までその期間が継続され、それまでに新設の防火水槽を設置するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
9	意見・質問に対する回答(第2回)	-	No.51	排ガスデータ表示板	貴市ご回答により、市本庁舎に排ガスデータの表示板を設置する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	排ガスデータの表示板は設置することを前提に、表示板の仕様等については事業者提案とし、その設置費用についても事業者負担とします。		
10	意見・質疑に対する回答(第2回) 別添-8-3	4	No.58	既存樹木の移植	意見・質疑に対する回答(第2回)のNo.58に「既存樹木の事業計画地外への移植の有無 事業計画地外への移植なし。事業者管理用地内には5本の保存樹木があり、ヒマラヤスギ1本については保存、イチヨウ2本は保存、イチヨウ2本は保存または移植。それ以外の2本のイチヨウを保存し、3本のイチヨウを移植。その上で、事業者管理用地内の樹木(特に東側、南側道路脇の樹木)についてはできる限り保存するよう計画すること。」とありますが、 別添-8-3に示される保存または移植の樹木は、建築計画・工事計画によっては保存または移植が困難となる場合が考えられますが、保存または移植は行わないことは許容されると考えてよろしいでしょうか。 が許容されない場合は必ず行うものとし、それら以外、建築計画・工事計画によって保存または移植が困難と判断される場合は、保存または移植は行わないものと考えてよろしいでしょうか。 建築計画・工事計画に係るため、事業計画地内での移植先についておおよその位置をご教授いただけますでしょうか。 保存または移植する樹木については、枯れ保証の対象外と考えてよろしいでしょうか。	保存または移植を行うものとします。ただし、工事中において一時的に移動し、再度、原位置または本事業計画地内に戻すことは構いません。 極力、保存または移植することを推奨しますが、工事に支障が出る場合には伐採・撤去しても構いません。詳細は落札者決定後、市と協議するものとします。 原位置での保存が最善ですが、困難な場合は本事業計画地北側の余地に移植してください。市としては、本事業計画地北側の境界線付近(別添8-3) 樹木番号914-917の延長線上)に移植ができると考えていますが、事業者の配置計画から提案していただき、落札者決定後に市と協議するものとします。 対象外としますが、その要因等については事業者にて調査し、市に報告することとします。 なお、市としては、ヒマラヤスギを移植することは困難と判断しているため、ヒマラヤスギを保存することを前提に、枝等を剪定の上、地下掘削部に支障のある根等を切断する方法を推奨します。事業者は市の見解を参考に、樹木医等の意見を助案した上で、適切な措置を実施してください。		
11	意見・質疑に対する回答(第2回) 入札参加者からの意見・質問に対する回答(第2回)入札説明書等の正確性	5 4/7	No.65 16	更衣室の使用人数	更衣室の使用人数について、「男子30人(1階に20人、2階に20人)」とありますが、合計人数が合いません。各階の人数配分をお教えください。	男子30人(1階に10人、2階に20人)に修正します。		
12	意見・質問に対する回答(第2回)	-	No.65	新管理棟 更衣室	「男子30人(1階に20人、2階に20人)」とありますが、「男子30人(1階に10人、2階に20人)」と読み替えて宜しいでしょうか。	NO.11を参照ください。		

番号	資料名	頁数	行数	項目	意見・質問	回答	変更等	別紙
13	意見・質問に対する回答(第2回)	-	-	質問No.93 及び 113	試運転中の電力について、質問No.93には「試運転期間中は事業者にて電気料金を負担するものとします」、質問No.113には「試運転期間中は、売電収入等は市の収入とします」とあります。以下でよろしいか再度確認いたします。 電力購入の契約における基本料金、及び、電力従量料金は、事業者の負担。 電力売却の契約における料金は、市側の収入。 どちらの契約においても、契約・手続き等は市殿にて行う。	については基本料金及び近隣施設(市本庁舎、市総合体育館、緑町コミュニティセンター)の従量料金は市で支払いますが、新工場棟で使用される電力については従量料金を事業者負担とします。ただし、受電後は市で電気料金を負担することになるため、極力、事業者は受電する時期を遅くし、試運転期間も短縮する様に努めるものとします。 - については、ご理解のとおりです。		
14	意見・質問に対する回答(第2回)	-	No.114	試運転中の電力料金	貴市ご回答では、試運転中の近隣施設で使用される電気料金も事業者負担とのことですが、「検査的に行う」に該当する期間は極短期間に限られると考えます。受電から竣工までの長期間に亘り本施設運営とは直接関係しない近隣施設の電気料金を事業者が負担することは悪戯に事業者の負担を増加させることになると考えます。近隣施設の電気使用料金は貴市負担として頂けますようお願いいたします。	NO.13を参照ください。		
15	意見・質問に対する回答(第2回)	-	No.114	試運転中の電力料金	試運転中に近隣施設で使用される電気料金が事業者負担となる場合、近隣施設で使用される電気料金は事業者側では想定できません。また、仮に事業者側で想定した場合、近隣施設側で使用される電気使用量は事業者がコントロールできるものではなく、その増減による費用負担の増減を事業者側で負担することは不当と考えます。よって、業者側で負担する電気料金を具体的にご指示願います。	NO.13を参照ください。		
16	意見・質問に対する回答(第2回)	-	No.123	市民及び民間業者からの搬入ごみの受付・現金徴収	市民及び民間業者からの搬入ごみの受付・現金徴収については 通常の場合 計量：2回計量、料金徴収：目視にて料金確認し現金徴収以外 計量：2回計量、料金徴収：自動計量装置(搬入量に応じる) となり、とは個別に計量機のデータ処理装置で集計するという考えでよろしいでしょうか。 また、処理料金の集計を行う場合は、については、データを手入力することと考えますかよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 データの手入力の方法は、落札者決定後市と協議するものとします。		
17	意見・質問に対する回答(第2回)	-	No.127	エコセメント化施設稼働停止時の薬剤処理・維持管理費用	「エコセメント化施設稼働停止時の薬剤処理及び維持管理に係る費用」の提案を記載する箇所は、基礎審査資料-11プラント設備概要における「(8)灰出し設備b)飛灰搬出装置」で記載との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
18	意見・質問に対する回答(第2回)	-	No.131	悪臭測定	予備・引渡性能試験における、悪臭項目について、臭気指数以外の23項目は法及び条例での規定はなく、2時間ごとに4回の測定は過剰と考えます。 予備・引渡性能試験における悪臭測定回数は下記としてもよろしいでしょうか。 ・臭気指数以外の23項目：10箇所×1回 ・臭気指数：10箇所で2時間ごとに4回	ご提案のとおりで構いません。要求水準書を修正します。		
19	意見・質問に対する回答(第2回)	-	No.152	既存配管の盛り替え	既存配管の盛り替えに必要な情報を事業者の判断で想定した場合、実工事において別添資料で予測できない費用が発生した場合には、費用負担についてご協議いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	事象が生じた時点で、市と事業者で協議するものとしますが、原則、事業者負担とします。		
20	意見・質問に対する回答(第2回)	-	No.198	設計図書の是正	基本設計及び実施設計における確認作業において、貴市の指示に対し不具合等が発生する可能性を事業者が示していた場合、実際にその事象が生じた際には、別途ご指示頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	事象が生じた時点で、市と事業者で協議するものとしますが、原則、確認作業における指示事項は市と事業者の合意の上のものとして理解しております。		
21	意見・質問に対する回答(第3回)	-	No.245	施設運営費減額	処理量とは、要求水準書上の計画処理量(焼却施設30,607t/年及び不燃・粗大ごみ処理施設2,184t/年)のことを指しているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
22	入札参加者からの意見・質問に対する回答(第2回) 添付図面「別添4-6既存防火水槽断面」	-	-	既存防火水槽の寸法	図からは既存防火水槽の深さ寸法および構造が読み取れません。深さ寸法をお教えください。また、構造はRC躯体厚さ300ミリ程度と考えるとよろしいでしょうか。	防火水槽の断面図等の既存図面はありませんが、現場実測に基づき、深度方向に2m程度、壁厚は300mmで想定してください。また、別途釜場も設置されているため、事業者にて想定の上、適切に処理するものとします。		
23	運営業務委託契約書(案)	28	-	第68条ごみ質	ごみ質の計画性状の範囲を逸脱するとは、基準ごみ質からの逸脱であり、低質～高質までの範囲の逸脱ではないと考えてよろしいでしょうか。また、各条項の減額する場合にはごみ質の範囲を逸脱した場合には、減額されないと考えてよろしいでしょうか。	ごみ質の計画性状の範囲とは、低質ごみ～高質ごみの範囲となります。大幅に逸脱した場合は原因が明快なため、減額の対象とはなりません。		
24	運営業務委託契約書(案)	28	17	第3章_第6節_第66条(熱供給等)_2	意見・質問に対する回答(第2回)の質問No.239において、「前項」は「本施設も含まれるもの」とのご回答でした。「前項」には「低圧蒸気を本施設で利用するほか、特定供給先に供給する。」とあります。 特定供給先への供給蒸気が、特定供給先による省エネ活動などで減少することは「不可抗力」と考えられますが、事業者による省エネ活動によって本施設での利用蒸気量が減ることを「不可抗力」とすることは不可能と考えますので、事業者は20%以上下回らぬようエネルギーを消費する義務があることとなります。 契約面においては、「不可抗力」或いは「市の責めに帰すべき事由」の適用対象として明確な特定供給先への供給のみに限定して頂きたく、再度お願い致します。 (なお、本施設を含めることとした趣旨が、エネルギーの有効利用に対して何らかの運営管理上の不備があることを懸念してのことは理解しておりますが、省エネが不備かの説明と判定が極めて難しいため、契約においては明確に判定できる運営範囲境界における条件とすることが適切であると考えます。)	運営業務委託契約書(案)の原文のとおりとします。 なお、事業者の省エネ活動等による本施設における蒸気使用量の低下については、年度ごとのデータ及びその対策等を明示することで判定できると考えます。		
25	運営業務委託契約書(案)	28	17	第3章_第6節_第66条(熱供給等)_2	「前項の低圧蒸気の年間総供給量」には「本施設も含まれるもの」とのご回答でした。本施設の利用とは、本施設の冷暖房・給湯等の建築設備への利用とし、プロセスでの使用は含めないものと考えてよろしいでしょうか。 なお、運用上の省エネ活動により使用量低減に努めた場合に規定量に含まれないものとしてよろしいでしょうか。	プロセスでの使用量も含めるものとします。 なお、契約上定めている「年間総供給量」は「事業者提案に示された供給量」であり、事業者による省エネ活動等も含めた提案をお願いします。		
26	運営業務委託契約書(案)	31	3	第72条検査及び引渡し	処理対象物の処理量が実績を越えていた場合に減額の対象となった金額の当該施設運営業務完了届の対象期間は、支払対象期間と考えてよろしいでしょうか。また、減額方法についてご教示願います。	運営業務委託契約書(案)の原文のとおりです。 減額の方法については、運営業務委託契約書(案)第59条第1項に基づくものとします。		

番号	資料名	頁数	行数	項目	意見・質問	回答	変更等	別紙
27	様式集 様式番号 I-12	-	-	余熱利用計画	意見・質問に対する回答(第2回)の質問No.265の添付資料に関する質問です。 周辺施設での蒸気需要 S_{02} (単位MJ)は、要求水準書の別添15-2 蒸気利用実績に記載されている交換熱量と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
28	様式集 様式番号 I-12	-	-	余熱利用計画	意見・質問に対する回答(第2回)の質問No.265の添付資料に関する質問です。 クリーンセンターでの蒸気需要 S_{01} (単位MJ)は、建築設備における交換熱量と解釈してよろしいでしょうか。 方が、プロセスでの利用を含む場合、交換熱量と言う概念の無い機器について事業者による定義と考えるとよろしいでしょうか。	プロセスでの利用も含むものとします。 対象の機器については、事業者による提案とします。		
29	様式集 様式番号 I-12	-	-	余熱利用計画	意見・質問に対する回答(第2回)の質問No.263、及び265の添付資料に関する質問です。 「コジェネレーション設備最大ガス消費量」は、他の都市ガス機器を含めた最大設計ガス消費量であり、余熱利用計画におけるガス消費量の年間における最大値とご回答でした。この余熱利用計画における最大値が、ガスメーターのための設計値か、ご教示下さい。 (災害時対応のため最大出力時の数値と、余熱利用計画の最大値とが異なることがあります。)	ガスメーターのための設計値としてください。最大値は災害等ではなく、余熱利用計画での最大値を想定しています。		
30	様式集 様式番号 I-12	-	-	余熱利用計画	意見・質問に対する回答(第2回)の質問No.263、及び265の添付資料に関する質問です。 「コジェネレーション設備最大ガス消費量」は、他の都市ガス機器を含めた最大ガス消費量であり、年間における最大値とご回答でした。 助燃装置における使用分は、起動・停止に係る使用量も含めて、この消費量には含まないと考えてよろしいですか。	含めるものとします。		
31	様式集 様式番号 I-12	-	-	余熱利用計画	意見・質問に対する回答(第2回)の質問No.265の添付資料に関する質問です。 Efエネルギー効率の式中、 G_0 、 G_2 と読み替えるものと考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。		
32	様式集	-	-	様式14	-1-1 建築概要、-1-4 外部仕上表、-1-5 内部仕上表について参考フォーマットが示されていますが、最低限この項目については記載が必要という意味で、表形式は事業者提案でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
33	様式集	-	-	様式14	第二回質疑回答No.248- において 様式13について、記載事項欄の部分を残すように指示がありますが様式14については、記載事項欄は残さなくてもよろしいでしょうか。	様式14については、枚数制限はありませんので、記載事項欄は極力そのままにしてください。		
34	様式集	-	-	様式13	様式13について、記載事項欄の部分を残すように指示がありますが同項目の2枚目以降のページには、記載事項欄は残さなくてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
35	様式集	-	-	様式13 様式14	様式13、14について、記載事項欄の部分を残すように指示があった場合、文字については、本文と同様のサイズとしなくてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、8pt以上としてください。		
36	様式集	2		様式14 - 1 1	プラットフォーム出入口庫の数量は、事業者が提案することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。		
37	様式集	3		様式14 - 1 1	前処理装置の処理対象物は、事業者が提案することは可能でしょうか。	事業者が提案することで構いません。		
38	様式集	19		様式14 - 1 1	金属類貯留設備の形式、主要項目は事業者が提案することは可能でしょうか。	事業者が提案することで構いません。		
39	様式集	20		様式14 - 1 1	投入庫の形式は事業者が提案することは可能でしょうか。	事業者が提案することで構いません。		
40	様式集	28		様式14 - 1 1	常用コジェネレーション設備の形式は、都市ガス専焼ではなく、デュアルフューエルとして、事業者が提案することは可能でしょうか。	事業者が提案することで構いません。		
41	新武蔵野クリーンセンター(仮称)生活環境影響調査書概要版	59	5	施設の建設等に係る環境保全対策建設発生土	12/4縦覧開始の生活環境影響調査書において「建設発生土の一部は、既存施設解体現場への埋戻し土として有効利用する」とありますが、具体的な量と方法等についてご教示頂けますでしょうか。	事業者が提案することで構いません。		

新武蔵野クリーンセンター(仮称)整備運営事業 意見・質問に対する回答(第2回の回答からの追加回答)

134	要求水準書	100	7	第5章第3節1.1)(2)	「電気主任技術者の監督範囲は、本施設及び特別高圧変電所・市本庁舎・市総合体育館・緑町コミュニティセンターの一部又は全部(実施設計の過程で監督官庁と協議の上認められた範囲に限る。)とする。」とありますが、現行法では本施設(特高変電所は含むと考えます)以外の施設について主任技術者業務を兼ねられるかは不明です。従いまして、本事業における電気主任技術者の監督範囲は「本施設及び特別高圧変電所」とし、それ以外の施設の主任技術者業務委託については、市殿と監督官庁の協議を踏まえ、本事業とは別に取り扱われるものと考えてよろしいでしょうか? (関係法令:原子力安全・保安院通達平成17-03-22原院第1号 改正平成24-03-30原院代5号「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」特に1-(2)、3-(2)・(4)を参照願います。保安業務担当者が事業場の点検を自ら行うこと、内容が形式的なものになっていないことについて、厳格な審査を行うとされています。本事業の範囲では、市本庁舎・市総合体育館・緑町コミュニティセンターの点検は含まれないため、適法な運用が困難と考えられます。)	現在、監督官庁と協議中ですが、現時点では要求水準書のとおりとします。なお、第3回または第4回の回答までに協議結果が判明している場合には、協議結果を報告します。 [追加回答] 本施設、特別高圧変電所及び緑町コミュニティセンターについては事業者の電気主任技術者の監督範囲とし、市本庁舎及び市総合体育館については市が別途配置する電気主任技術者の監督範囲とします。なお、電気主任技術者の選任に当たっては、別途、市と運営事業者とで覚書を交わす予定です。		
-----	-------	-----	---	---------------	---	---	--	--